

敗戦後日本社会における被保護世帯の人口学的分析 1946-1952

日本学術振興会 小山 裕

1 目的

敗戦後日本社会における生活保護法の社会学的意義の解明が本報告の目的である。戦前の各種救貧制度を発展的に統合する形で1946年9月に成立し、翌月から施行された生活保護法は、1950年5月に改正され、今日に至る。既存の研究では、制度と理念の成立局面ならびに解釈と運用という施行局面に焦点を当てる制度論アプローチが主流であり、個々の被保護人員の実態については、妥当なデータの不在もあり、必ずしも十分な精度で解明されているとは言えない。

2 方法

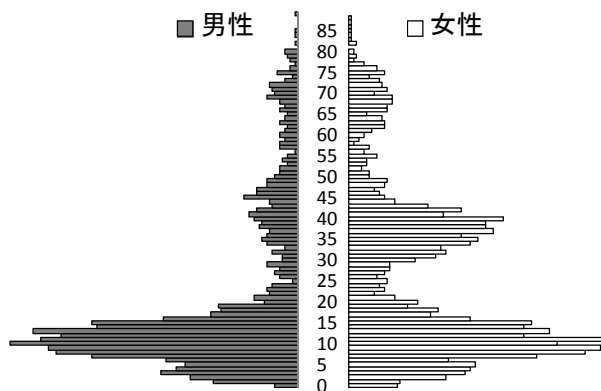
そこで財団法人労働科学研究所が1952年に実施した「被保護世帯についての生活調査」（静岡県）の復元マイクロデータサンプル（1,000世帯；4,115名）を用いて、被保護世帯の実態について、人口学的な観点からの分析を行った。

3 結果

その結果、次のことが明らかになった。(1) 被保護人員は、15歳以下の子どもと30代から40代前半の女性が多かった（後者の約半数が戦災寡婦）。(2) 被保護世帯へと目を転じれば、母子世帯（41.6%）、夫婦と未婚の子からなる世帯（21.6%）、拡大家族世帯（16.5%）の3つの類型が多かった。(3) 1946年10月の制度開始時点からの包摂過程に着目すると、調査時点までの増加率は、夫婦と未婚の子からなる世帯と戦後出生コーホート（1946-52年生）が最も高かった（図表は省略）。(4) 1950年5月の法改正の影響はほとんど見られなかった。各世帯の経済的・社会的境遇に応じた柔軟な対応が現場の裁量で行われていたものと推測される。

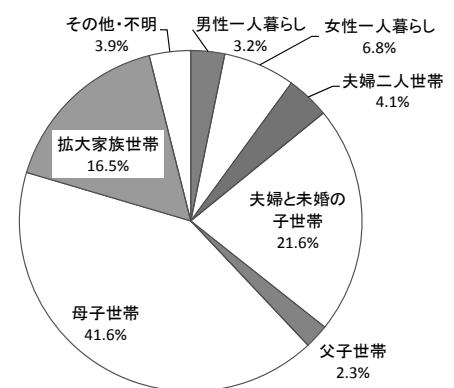
4 結論

敗戦後社会における生活保護法にもとづく公的な社会的扶助は、本人に責任のない苦境に見舞われていた幼少年期の人々の、世帯という単位を介した間接的な公的支援に直結していた。貧困世帯にとって家計を圧迫する存在であった彼らは、続く高度経済成長期には、一方では自分たちの家族への包摂や仕送りによる親の私的扶助の、他方では納税者として親世代の公的な社会的扶助の、担い手へとその社会的役割を転換させていったであろう。その意味で、生活保護制度の社会学的機能は、たとえそれが同一の実定法や理念にもとづくものであったとしても、社会経済的ならびに人口学的諸条件によって、その一部が変化すると言えるだろう。



被保護世帯員の年齢分布 (N=4,100)

*年齢・性別不詳は15ケース。



世帯類型分布 (N=1,000)